

郡山市体育協会全国大会等出場激励金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の体育・スポーツの普及・奨励、競技力向上を図るため、全国大会以上の大会に参加する者に対する郡山市体育協会等出場者激励金（以下「激励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は、郡山市体育協会（以下「体育協会」という。）に加盟している団体、個人又は市内在住・在勤・在学者（以下「市民等」という。）のうち全国大会以上に参加する監督・選手等とする。

(交付の対象となる大会)

第3条 交付の対象となる大会は、次に掲げる大会とする。

- (1) 全国高等学校総合体育大会
- (2) 文部科学省が主催及び共催する全国大会
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体が開催する全国大会
- (4) 国民スポーツ大会
- (5) 国際大会

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当し、郡山市体育協会会長（以下「会長」という。）が認める全国大会以上の大会を交付の対象とする。

- (1) 国内外の政府又は地方公共団体等の公的機関からの招へいに基づき開催される大会
- (2) 県又は東北予選を通過し、体育協会が交付を適当と認める全国大会以上の大会
(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この要綱による激励金を交付しない。

- (1) 東北大会及び県予選又は選考会を経ずに出場する場合
- (2) 競技流派団体又はこれに準ずる団体が主催する大会で、参加資格が特に限定される場合
- (3) 郡山市文化スポーツ部スポーツ振興課の所管に係る「国際大会又は世界選手権大会出場激励金支給要綱」による補助金等の交付を受ける場合

(激励金の額)

第5条 激励金の額は次の各号に定める額とする。

- (1) 全国大会：1人3,000円以内
- (2) 国際大会：1人10,000円以内

(出場の届出)

第6条 全国大会等に出場する市民等は、全国大会出場報告書又は国際大会出場報告書に次の書類を添え会長に10日前までに申請しなければならない。

- (1) 全国大会等開催要項
- (2) 全国大会等の参加申込書類の写
- (3) 全国大会等に至るまでの成績(結果)が分かる書類

2 申請は、出場する者が個人の場合及び市外の所属団体に加盟する者の場合は郡山市体育協会加盟団体長又は個人が、市内の所属団体に加盟する者の場合は郡山市体育協会加盟団体長又は団体代表者が行うものとする。

(実績報告)

第7条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後30日以内に、全国大会実績報告書又は国際大会実績報告書に次の書類を添え会長に提出するものとする。

- (1) 大会の結果がわかる書類
- (2) 出場した選手の名簿(プログラム写等)

(激励金の返還)

第8条 激励金の交付を受けた者又は団体が、次のいずれかに該当すると認めるとき、会長は全額の返還を命ずることができる。

- (1) 全国大会等が中止の場合
- (2) 全国大会等へ出場を取り消された場合又は、自ら出場を辞退した場合

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月22日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月8日より施行し、平成28年3月14日開催の郡山市関係全国大会出場壮行会で支給対象となる激励金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。